

補助金等取扱基準

補助金等の名称	健全育成視聴覚教材等購入補助金
補助事業等の目標	青少年への教育の一環として、諏訪市子ども育成会連合会が市からの視聴覚教材等購入補助金を活用して各地区・単位育成会等に視聴覚教材や視聴覚備品を貸し出し、映画会などの行事をサポートすることにより、青少年の地域とのつながりの強化と健全育成の推進を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市子ども育成会連合会
補助対象経費	視聴覚教材等の購入、映画会活動に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 子どもの健全育成を目的とするため、3年を超えて継続して補助することが必要
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、事業内容等を諏訪市ホームページにて公表
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 こども青少年係